				補助対象工事					
工事種別]	工事内容		工事基準の詳細					
		居室(建築基準法第2条第4号で 規定される「居室」をいう)にお	内窓設置	外部に面した既存窓の内側に新たに内窓を設置するもの					
	A	ける窓の断熱改修工事(1以上の 居室における外気に接する窓全て	外窓交換	外部に面した既存窓を建具枠と共に交換、又は外部に面する窓を新設するもの					
		を改修するもの) で、改修後の窓 の熱還流率が、4.65W/㎡・K 以下 となるもの	ガラス交換	外気に面した既存の建具枠を利用して、窓ガラスを交換するもの					
	В	外壁・屋根・天井又は床の断熱改 修工事(部分的な断熱改修工事を 含む)	断熱材施工	断熱材の種類及び施工箇所に応じ、別表第1-1に掲げる最低使用量以上の断熱材を使用すること。ただし、施行箇所については、外気と接する部分とするよう努めること。					
		エコ住宅設備(太陽熱利用システム、節水型トイレ、高断熱浴槽、	太陽熱利用	強制循環式のもので、JIS A4112 に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上 の性能を有すること(蓄熱槽がある場合は、JIS A4113 に規定する太陽蓄熱槽					
		高効率給湯器、節湯水栓)のう	システム	と同等以上の性能を有すること)が確認できるもの					
省エネ		ち、3種類以上を設置する工事	節水型 トイレ	JIS A5207:2011 に規定する「タンク式節水Ⅱ型大便器」または「洗浄弁式節水Ⅱ型大便器」、JIS A5207:2014 に規定する「タンク式節水Ⅲ型大便器」または「専用洗浄弁式節水Ⅲ型大便器」、もしくは JIS A5207:2019 に規定する「タンク式Ⅲ型大便器」または「専用洗浄弁式Ⅲ型大便器」と同等以上の性能を有するもの					
ロエホルギー			高断熱浴槽	JIS A5532 に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有するもの。					
改修	С		高効率 給湯器	以下の①~⑤と同等以上の性能を有するもの。 ①潜熱回収型ガス給湯機(エコジョーズ) 給湯部熱効率が94%以上(JIS S 2109:2011 家庭用ガス温水機器に規定) ②潜熱回収型石油給湯器(エコフィール) 連続給湯効率が94%以上(JIS S 3031 石油燃焼機器の試験方法通則に規定) ③電気ヒートポンプ給湯器(エコキュート) 年間給湯保温効率、又は年間給湯効率が3.0以上、ただし寒冷地仕様は2.7以上(JIS C9220 家庭用ヒートポンプ給湯機に規定) ④ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器(ハイブリッド給湯器) 熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで、貯湯 タンクを持つものであり、年間給湯効率(JGKAS A705)が102%以上であること					
			節湯水栓	以下の①~③と同等以上の性能を有するもの。 ①台所水栓において「手元止水機能(節湯 A1※)」又は「水優先吐水機能(節湯 C1※)」を有すること。 ②洗面水栓において「水優先吐水機能(C1※)」有すること。 ③浴室シャワー水栓において、「手元止水機能(節湯 A1※)」又は「小流量吐水機能 B1※)」を有すること。ただし、シャワーヘッドのみの交換は除く。 ※JIS B 2061:2017 給水栓に規定					
	D	段差解消工事(便所、浴室、脱衣室、その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路のうち、いずれか1箇所以上の床の段差(レベル差が5mmを超えるもの)を解消する工事)	段差解消	敷居を低くする、廊下のかさ上げや固定式スロープ(勾配 1/12 以内のものに限る)の設置等を行う工事をいい、取り付けにあたって工事を伴わない踏み台、段差解消板、スロープ等の据え置き等は除く。					
バリアフリー	Е	廊下幅等の拡張工事(介助用の車いすで用意に移動するために通路 又は出入口のうち、いずれか1箇 所以上の幅を拡張する工事)	廊下幅等の 拡張	通路又は出入口(以下「通路等」という。)の幅を拡張する工事であって、工事後の通路等(当該工事が行われたものに限る。)の幅が、概ね750mm以上(浴室の出入り口にあっては概ね600mm以上)であるものをいい、通路等の幅の拡張を伴わない単なるドアの取替えは除く。					
改修	F	階段の改良工事(既存の階段の撤去を伴うもので、勾配を緩和する工事に限る)	階段の 改良工事	従前の階段の勾配が従後の階段の勾配に比して緩和されたことが確認できる工事					
	G	トイレの改良工事(和式便器を撤去し、洋式便器を設置する工事	トイレの改良工事	和式便器を洋式便器(洗浄機能や暖房機能等が付いているものを含む)に取り換える工事(取り外し可能な腰掛便座への取替えは除く) 一体工事として便器を取り換える工事に伴って床材の変更等の工事 手すりは、下地補強等により壁に固定されていること。					
その他改修	Н	・内外装(壁、床、天井、屋根等) ・建具(扉・窓等)の改修工事 ・上下水道設備・ガス設備・電気記	投備の改修工事 含む) ど含む) 含む)						

※補助対象外工事

- ・増築、減築に係る工事、外構工事(ライフラインに係る引込工事を除く)、物置等
- ・シロアリ駆除、ハウスクリーニングに係る費用
- ・家財、電化製品等の撤去費
- ・住宅に組み込まれない設備・機器等の設置・交換(例:エアコン、食器洗浄機等)
- ・家電、家具、カーテン・ブラインド類、照明器具
- ・太陽光発電設備や蓄電池の設置工事、家具固定のための器具及び工事
- ・給排水・ガス設備に接続されていない台所流し、浴槽、シャワー設備、洗面設備、ガスコンロ等
- ・専ら個人の嗜好に基づくリフォーム工事(外壁・屋根等の装飾、補修や改修、性能向上が目的ではない個人の趣味・嗜好による塗替え等)
- ・ジャグジー、ミストサウナ、浴室内テレビ、浴室内オーディオ等(ユニットバスの場合は、価格相当分を除く)
- ・他の補助金等の対象となる工事
- ・その他本事業の趣旨に合わないと判断される工事

戸建住宅 (単位:m³)

断熱材の種類※1	断熱材の最低使用量								
四款的少性規念 1	外壁※2	屋根・天井	床※3						
A-1	3. 3	3. 2	1.8						
A-2	3. 2	3. 1	1. 7						
В	2.9	2.8	1.5						
С	2.6	2. 4	1. 4						
D	2. 2	2. 1	1.1						
Е	1.9	1.8	1.0						
F	1.4	1. 4	0.8						

長屋建住宅 (単位:m³)

			(1 1/					
断熱材の種類※1	断熱材の最低使用量							
四款的 沙俚類	外壁	屋根・天井	床					
A-1	1.0	2. 1	1. 5					
A-2	1.0	2. 0	1. 5					
В	0.9	1.8	1.3					
С	0.8	1.6	1.2					
D	0.6	1. 5	0.9					
Е	0.6	1.3	0.8					
F	0.4	1. 0	0.6					

- ※1 断熱材の種類を複数用いる場合、各種類の基準に占める割合の合計が10割以上となるようにすること。
 - (例) 長屋建住宅の外壁を断熱化する場合、A-1 を基準の5割 (0.5 m³)、F を基準の5 割 (0.2 m³) とすることも可。
- ※2 間仕切り壁を含む。
- ※3 部分断熱の場合において、最上階以外の天井を断熱化した場合は、「床」の断熱材最低 使用量を適用する。

断熱材の種類 (性能向上に資する改修工事)

断熱材の種類	1	(全する改修工事)
断熱材の種類	熱伝導率	断熱材の種類の例※3
<u>₩ 1</u> A-1	(W/m⋅K) 0.052~0.051	・吹込み用グラスウール断熱材(天井)LFGW1052, LFGW1352, LFGW1852
A-1	0.052 0.051	・吹込み用ワックウール断熱材(天井) LFRW255, LFRW2551, LFRW3051
		・インシュレーションファイバー断熱材(ボド) DIB, DIBP
A-2	0.050~0.046	・グラスウール断熱材 (通常品) GW10-48, GW10-49, GW10-50
	0.000 0.010	・グラスウール断熱材 (高性能品) GWHG10-46, GWHG10-47
		・吹込み用グラスウール断熱材 (天井) LFGW2050
		・吹込み用ロックウール断熱材(天井)LFRW2547
В	0.045~0.041	・グラスウール断熱材(通常品) GW12-45, GW16-45, GW20-42
		・グラスウール断熱材(高性能品) GWHG10-45, GWHG12-43
		・ロックウール断熱材(LA、LB、LC) RWLA, RWLB, RWLC
		・吹込み用ロックウール断熱材(天井用) LFRW2541, LFRW2545, LFRW3045
		・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材(4 号) EPS4
		・ポリエチレンフォーム断熱材(1 種 1 号、2 号) PE1.1, PE1.2
С	0.040~0.035	・グラスウール断熱材(通常品) GW20-40, GW24-38, GW32-36, GW40-36
		・グラスウール断熱材(高性能品)GWHG14-38, GWHG16-37, GWHG24-35,
		GWHG32-35
		・ロックウール断熱材 RWLD, RWMA, RWMB, RWMC, RWHA, RWHB
		・インシュレーションファイバー断熱材(ファイバーマット) IM
		・吹込み用グラスウール断熱材(屋根・床・壁用) LFGW2040, LFGW2238, LFGW3240, LFGW3540, LFGW4036
		- ・吹込み用ロックウール断熱材(天井用) LFRW2540, LFRW3040, LFRW3039
		・吹込み用ロックウール断熱材 (屋根・床・壁用) LFRW6038
		・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材 (2 号、3 号) EPS2, EPS3
		・押出法ポリスチレンフォーム断熱材(1種) XPS1bA, XPS1bB, XPS1bC
		・ポリエチレンフォーム断熱材 (2 種) PE2
		・吹込み用セルローズファイバー断熱材 LFCF2540, LFCF4040, LFCF5040
		・フェノールフォーム断熱材(2 種 1 号、3 種 1 号) PF2.1A, PF3.1A
		・フェノールフォーム保温板(3 種 1 号) PF-B-3.1
		・建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム(A 種 3) NF3
D	0.034~0.029	・グラスウール断熱材(通常品) GW80-33, GW96-33
		・グラスウール断熱材(高性能品)
		GWHG20-34, GWHG24-34, GWHG28-34, GWHG32-34, GWHG36-32, GWHG38-32,
		GWHG40-34, GWHG48-33
		・ロックウール断熱材 RWHC
		・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材(1 号) EPS1 ・押出法ポリスチレンフォーム断熱材(2 種) XPS2bA, XPS2bB, XPS2bC
		・ 押口伝ふりステレンフォーム断熱材 (2 種) APS2DA, APS2DB, APS2DC ・ポリエチレンフォーム断熱材 (3 種) PE3
		・フェノールフォーム断熱材(2 種 2 号) PF2. 2A I , PF2. 2A II
		・硬質ウレタンフォーム断熱材 (1種) PUF1.1
		建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム(A 種 1、2) NF1, NF2
Е	0.028~0.023	・押出法ポリスチレンフォーム断熱材(3 種) XPS3aA, XPS3bA, XPS3aB,
		XPS3bB, XPS3aC, XPS3bC
		・フェノールフォーム断熱材(2 種 3 号) PF2.3A
		・硬質ウレタンフォーム断熱材(1 種、2 種、3 種)PUF1.2, PUF1.3,
		PUF2. 1A, PUF2. 2A, PUF2. 2B, PUF2. 3, PUF2. 4, PUF3. 1A, PUF3. 1B,
		PUF3. 1C, PUF3. 1D, PUF3. 2A, PUF3. 2B, PUF3. 2C, PUF3. 2D
		・建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム(A 種 1H、2H) NF1H, NF2H
F	0.022以下	・押出法ポリスチレンフォーム断熱材(3 種) XPS3aD, XPS3bD
		・フェノールフォーム断熱材(1 種 1 号、2 号、3 号) PF1.1A, PF1.2B,
		PF1. 3C
		・フェノールフォーム保温板 1 種 2 号 PF-B-1.2
		・硬質ウレタンフォーム断熱材(2種)PUF2.1B, PUF2.1C, PUF2.1D,
W 1 TIG 4 500	1 11 12 10	PUF2. 1E,PUF2. 2C,PUF2. 2D,PUF2. 2E,PUF2. 2F

※1 JIS A 5901 で規定されるポリスチレンフォームサンドイッチ稲わら畳床のうち、PS-C25、PS-C30、及び、JIS A 5914 で規定される建材畳床のうち、KT-II、KT-III、KT-III0、KT-K(1種b%2)0、KT-N(1種b%2)1については、断熱材区分 $A-1\sim C$ 2 と同様の断熱材区分として取り扱うこととする。また KT-K(3種b%2)0、KT-N(3種b%2)1については、断熱材区分 D と同様の断熱材区分として取り扱うこととする。ただし、押出法ポリスチレンフォーム断熱材の種類について標記が無い場合は、断熱材区分 $A-1\sim C$ 2 と同様の断熱材区分として取り扱うこととする。※2 JIS A 9521 で規定される押出法ポリスチレンフォーム断熱材の種類を示す。

※3 表中の記号は、JISの製品番号を示す。

(別表第2) 第2条第十七号イ関係 (耐震改修工事)

補助対象工事

- (1) 基礎の補強又は新設工事
- (2) 耐力を有する壁又は架構の補強又は新設工事
- (3) 水平構面の耐力を向上させる工事
- (4) 構造耐力上主要な部分の緊結工事
- (5) 柱又は梁の強度を向上させる工事
- (6) 構造耐力上主要な部分等の腐朽・劣化部分の取替工事又は補修
- (7) 屋根の軽量化工事
- (8) 第2条第十三号イ(1)(五)およびロ(1)(三)に規定する設計に基づく工事
- (9) 平成12年建設省告示第2009号第1第2号に規定する免震層を設置する工事
- (10) 上記工事を実施するために最低限必要な仮設、除却及び原状復旧のための工事
- (11) その他市長が必要と認める工事

(別表第3) 第2条第十七号ハ関係 (地域まちづくりに資する改修工事)

補助対象工事

- (1) 内外装(壁、床、天井、屋根等)及び基礎部分の改修工事
- (2) 建具(扉・窓等)の改修工事
- (3) 上下水道設備・ガス設備・電気設備の改修工事
- (4) 台所の改修工事 (既存の撤去を含む)
- (5) トイレの改修工事(既存の撤去を含む)
- (6) 浴室の改修工事 (既存の撤去を含む)
- (7) 洗面室の改修工事 (既存の撤去を含む)

※補助対象外工事

- ・増築、減築に係る工事、外構工事(ライフラインに係る引込工事を除く)、物置等
- ・シロアリ駆除、ハウスクリーニングに係る費用
- 家財、電化製品等の撤去費
- ・住宅に組み込まれない設備・機器等の設置・交換(例:エアコン、食器洗浄機等)
- ・家電、家具、カーテン・ブラインド類、照明器具
- ・太陽光発電設備や蓄電池の設置工事、家具固定のための器具及び工事
- ・給排水・ガス設備に接続されていない台所流し、浴槽、シャワー設備、洗面設備、ガスコンロ 等
- ・専ら団体の嗜好に基づくリフォーム工事(外壁・屋根等の装飾、地域まちづくりに資する用途として活用するために必要ではない団体の趣味・嗜好による塗替え等)
- ・ジャグジー、ミストサウナ、浴室内テレビ、浴室内オーディオ等(ユニットバスの場合は、価格相当分を除く)
- ・他の補助金等の対象となる工事
- ・その他本事業の趣旨に合わないと判断される工事

(別表第4) 第4条第5項、第6項関係

性能向上に資する改修工事

工事種別	ii]	工事内容	工事費用の限度額			
	A	居室(建築基準法第2条第4号で規定される「居室」をいう)における窓の断熱改修工事(1以上の居室における外気に接する窓全てを改修するもの)				
省エネ 改修	В	外壁・屋根・天井又は床の断熱改修工事(部分的な断熱 改修工事を含む)	_			
	С	エコ住宅設備(太陽熱利用システム、節水型トイレ、高断熱浴槽、高効率給湯器、節湯水栓)のうち、3種類以上を設置する工事				
	D	段差解消工事(便所、浴室、脱衣室、その他の居室及び 玄関並びにこれらを結ぶ経路のうち、いずれか1箇所以 上の床の段差を解消する工事)				
バリアフリー	Е	廊下幅等の拡張工事(介助用の車いすで容易に移動する ために通路又は出入口のうち、いずれか1箇所以上の幅 を拡張する工事)	_			
改修	F	階段の改良工事(既存の階段の撤去を伴うもので、勾配 を緩和する工事に限る)				
	G	トイレの改良工事(和式便器を撤去し、洋式便器を設置する工事(ただし手すりが設置されているものに限る、 材工共・既存の撤去費を含む))	300,000円/箇所			
		内外装(壁、床、天井、屋根等)及び基礎部分の改修工事 建具(扉・窓等)の改修工事 下記以外の項目	35, 900 円/㎡			
その他		上下水道設備・ガス設備・電気設備の改修工事	_			
改修	Н	台所の改修工事 (材工共・既存の撤去費を含む)	690,000 円/戸			
		トイレの改修工事(材工共・既存の撤去費を含む)	300,000 円/箇所			
		浴室の改修工事 (材工共・既存の撤去費を含む)	690,000 円/戸			
		洗面室の改修工事 (材工共・既存の撤去費を含む)	300,000 円/戸			

地域まちづくりに資する改修工事

工事内容	工事費用の限度額
内外装(壁、床、天井、屋根等)及び基礎部分の改修工事 建具(扉・窓等)の改修工事 下記以外の項目	98,800 円/㎡
上下水道設備・ガス設備・電気設備の改修工事	_
台所の改修工事(材工共・既存の撤去費を含む)	690,000円/箇所
トイレの改修工事(材工共・既存の撤去費を含む)	300,000円/箇所
浴室の改修工事(材工共・既存の撤去費を含む)	690,000 円/箇所
洗面室の改修工事 (材工共・既存の撤去費を含む)	300,000 円/箇所

(別	長第5) 必要書類一覧																			
		第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第
			7 条	5 条	7 条	5	5 7	5	7 条	9 条	1 1	9 条	1 1	9 条	1 1	9 条	1 1	1 3	1 4	2 8
			*	*	*	木	*	木	木	*	条	*	条	木	条	木	条	条	条	条
										住生		宅再生型		ţ	地域まちつ	がくり活用型	2			
	書 類 名	インスペ	クション	/ 耐震診断 (I 型)		耐震診断 (Ⅱ型)		耐震改修設計		耐震改修工事		性能向上に		耐震改修工事		地域まち		変更	交	*
												資する。	(修工事			質するり	收修工事	承	付変	交付
		交 付	実績	交 付	実績	交 付	実績	交 付	実績	交 付	実績	交 付	実績	交 付	実績	交 付	実績	認申	更申	請求
		申	報	申	報	申請	報	申	報	申請	報	申	報	申	報	申	報	請	請	
		請	告	請	告	誀	告	請	告	誀	告	請	告	請	告	請	告			
1	委任状(手続きを委任する場合のみ)	0		0		0		0		0		0		0		0				
2	付近見取図 誓約書(補助要件を満たす空家であること等)	0		0		0		0		0		0		0		0				-
3	3か月以上使用されていないことが確認できる書類等	0		0		0		0		0		0		0		0				
4	建築午次が確認できる書類 ※1	0		0		0		0		0		0		0		0				
5	建物所有者が確認できる書類 ※2	0		0		0		0		0		0		0		0				
6	住民票(法人による申請者の場合は不要)	0		0		0		0		O%3		0		0		0				
7	課税(所得)証明書(補助事業者)※4					© ※5		© ※5		0										
8	課税(所得)証明書(補助事業者を除く世帯全員)			<u> </u>		<u> </u>		<u> </u>		0									 	
9	市税(市民税、固定資産税、都市計画税)の納税証明書	0		0		0		0		0	A	0	A	0	A	0	A	•	0	
11	見積書(補助対象部分のわかるもの)【写し】 実績説明書	0	0		0		0		0		0		0		0		0			
12	耐震診断・耐震改修計画の説明について		0		0		0		0	0	Ť			0	<u> </u>			•	•	
13	改修計画書									0	A	0	A	0	A	0	A	•	•	
14	既存状態の耐震診断書 (現地調査写真含む)				0		0	0		0	A	O%6	A	0	A	O%6	A	•	•	
15	建物現況図						0		0	0	A	0	A	0	•	0	A	•	•	
16	改修後の耐震診断書						0		0	0	<u> </u>	O%6	<u> </u>	0		O%6	A	•	•	
17	改修計画図(工事の見積書を含む)						0		0	0	A	0		0	A	0	A	•	•	
18	既存住宅状況調査書 (現地調査写真含む) 写真 (その他事業の成果がわかるものを含む)		0								0		0		0		0			-
20	建築士の資格証 ※7	0	•	0	•	0	•	0	•	0		0		0		0		•	•	
21	耐震診断技術者の資格証(木質系工業化住宅の場合を除く)			0	•	0	•	O%8	•	0		0		0		0		•	•	
22	既存住宅状況調査技術者の資格証	0	•										-							
23	補助金額算出書	0	•	0	•	0		0		0		0		0		0		•	0	
24	請負契約書【写し】		_		_		0		0		0		0		0		0	•	0	<u> </u>
25	領収証【写し】(ない場合は、支払いがわかるもの)※9		0	_	0	_	0	_	0	_	0		<u> </u>		0		0		\vdash	
26 27	建築確認済証及び検査済証等【写し】※10 補助金交付決定通知書、補助金交付変更決定通知書及び変更承認通知書【写し】		0	•	0	•	0	•	0	•	0	•	0	•	0	•	0	0	0	
28	その他、市長が必要と認めるもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
■建物	物を取得し自ら居住又は使用する場合																			
29	所有権の移転が確認できる書類 (売買契約書等)	0		0		0		0		0		0		0		0				
30	建物の登記事項証明書(所有権移転後のもの)※11		0		0		0		0		0		0		0		0			<u> </u>
■建物	かを賃借し自ら居住又は使用する場合		ı		ı		ı		ı	ı	ı	ı		I	I	<u> </u>	I	ı		
31	補助事業の実施に関する、補助申請建物の所有者の同意書(実印の押印が必要)及び 印鑑証明 ※12	0		0		0		0												<u></u>
32	補助事業の実施に関する、補助申請建物の所有者全員の同意書(実印の押印が必要) 及び印鑑証明 ※12									0		0		0		0				
■所:						<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	l	l .		l	l		l	<u> </u>		
32	補助事業の実施に関する、補助申請建物の所有者の同意書(実印の押印が必要)及び	0		0		0		0											Ī	
\vdash	印鑑証明 補助事業の実施に関する、補助申請建物の所有者全員の同意書(実印の押印が必要)			\vdash		\vdash		\vdash											$\vdash \vdash \vdash$	
33	冊助事業の実施に関する、冊助中前建物の所有者主員の向息者(美印の押印か必要) 及び印鑑証明								ļ	0		0		0		0				
34	戸籍謄本等 (所有者との関係が判るもの)	0		0		0		0		0		0		0		0				
■建物	物が共有名義や区分所有となっている場合 ・		I		I	1	I	1	I	I	I			I			I	I		
35	補助事業の実施に関する、補助申請建物の所有者全員の同意書(実印の押印が必要) 及び印鑑証明									0		0		0		0				
36	補助事業の実施に関して、補助申請建物の各住戸の所有者の同意が確認出来る書類 (区分所有となっている場合のみ)	0		0		0		0												
■建物	が相続の対象となる場合										<u> </u>	l .		l .	l		l .			
37	補助事業の実施に関する、相続権を有する者全員の同意書(実印の押印が必要)及び									0		0		0		0				
38	印鑑証明 戸籍謄本・除籍謄本等(被相続人との関係が判るもの)	0		0		0		0	<u> </u>	0		0		0		0			$\vdash \vdash \vdash$	
	とはいて1以上の住戸の除却により切り離しを行う場合						<u> </u>		<u> </u>	Ŭ				Ŭ			l			
39	補助事業を行う年度の末日までに住戸を除却することが確認できる書類			0		0		0		0				0						
■消费	貴税仕入税額控除を行う場合														· •					
40	前年度の消費税及び地方消費税確定申告書の写し			0		0		0												
	カ事業者が補助金交付の請求及び受領を事業者に委任する場合	_					1		1		ı				I		I	1		
41	補助利用についての確認書 補助事業完了明細書	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		$\vdash \vdash \vdash$	
43	(相助事業元) 切和音 補助事業内訳説明書																			0
44	領収証 (実績報告時に未払いの場合のみ、領収書がない場合は支払いがわかるもの)																			0
-																•	•			

- ◎:建物が昭和56年以前に建築された場合のみ
- ▲:第14条第5項に規定する軽微な変更があった場合のみ
- ▼:第14条の2第5項に規定する軽微な変更があった場合のみ
- ●:変更があった場合のみ
- ◆:非木造住宅の場合のみ
- ■:建築確認申請が必要となる工事を行う場合のみ
- ※1:平成12年に建築されたものにあっては、建築年月日が確認できる書類に限る。
- leph 2: 「1 建築年次が確認できる書類」において、建物所有者が確認できる場合は省略することができる。
- ※3:世帯全員の明記があるものが必要。
- ※4:納税義務がない者であっても、省略は不可
- ※5:住戸の全てが貸家である場合は不要
- %6: 対象建物が第3条第5項第二号ロ、若しくは第6項第二号ロに規定する性能を有する場合、それが確認できる書類の提出を以って省略することができる。
- ※7:木造住宅(木質系工業化住宅を除く)の耐震診断技術者が、第2条第7号イ(3)に規定する資格を有する者であり、かつ、建築士事務所に所属する建築士でない場合は省略することができる。
- ※8:既存状態の診断をした者の資格証も必要(木質系工業化住宅の場合を除く)
- ※9:補助事業者が補助金交付の請求及び受領を事業者に委任する場合は、交付請求時でも可
- ※10:非木造の場合、建築基準法関連規定等に適合していることを確認するための現地調査の結果を記載した書類等を含む
- ※11:建物の登記が完了していない場合は、売買契約の支払いが確認できるもの(領収書等)に代えることができる。
- ※12:賃貸借契約書等において、建物所有者の同意が確認できる場合は、それに代えることができる。

	:耐震改修設計に係る補助事業を行う年度と同一年度に耐震診断費補助制度Ⅰ型に係る第23条に規定する補助金額の確定が通知されており、
	かつ、耐震改修設計の内容が第7条に規定する実績報告の内容と同じ場合は、同通知書の写しを添付することにより省略することができる。
_	-
	: 耐震改修工事に係る補助事業を行う年度と同一年度に、耐震診断費補助制度Ⅱ型または耐震改修設計に係る第23条に規定する補助金額の確定が通知されており、
	かつ、耐雪砂修工東の内容が第7条に用完する宝徳報告の内容と同じ担合け、同通知事の写しを派付することにより省略することができる。